

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について

公益財団法人 ささえあいのまち創造基金

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、次のとおりです。

記

1. 理事、監事に対する報酬は、次の定款どおり無報酬とする。

公益財団法人 ささえあいのまち創造基金 定款
(報酬等)

第 29 条 理事・監事は無報酬とする。

- 2 常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

2. 評議員に対する報酬は、次の定款どおり無報酬とする。

公益財団法人 ささえあいのまち創造基金 定款
(評議員の報酬等)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て別に定める。

以上